

(別紙)

「近未来技術実証特区におけるプロジェクト」の募集に係る提案

【募集期間】平成27年1月15日(木)から2月13日(金)(必着)

【留意事項】

○いただいたご提案については、HPIにて公表する予定ですが、ご提案内容について、非公表を希望される方は、i.kokkatoc@cao.go.jpへその旨メールにてお知らせください。

○参考資料がある場合は、本提案用紙とは別ファイルでご提出ください。なお、ファイル名は、「提案者名、提案名(参考資料)」としてください。

【回答者情報】

- 団体・所属名： 成田市 企画政策部 企画政策課
- 提案者氏名： 木下・安田
- 電話番号： 0476-20-1500
- メールアドレス： kikaku-tokku@city.narita.chiba.jp

【① 提案者の氏名又は団体名(回答必須)】

成田市

【② 提案者の住所・所在(回答必須)】

千葉県成田市花崎町760番地

【③ 提案名(回答必須)】

成田国際空港を活用したドローン技術実証実験特区

【④ プロジェクトの実施場所(回答必須)】

成田国際空港(4000m滑走路周辺)

【詳細は別添資料「1. プロジェクトの実施場所」参照】

【⑤ 具体的なプロジェクトの内容(回答必須)】

成田国際空港の4000m滑走路周辺を活用し、航空機の飛行が禁止されている時間帯(23~6時)において、ドローンの高速飛行や長距離飛行に関する実験を行う。
--

【詳細は別添資料「2. ドローン技術実証実験特区の狙い」参照】

<p>【⑥ ⑤のプロジェクトを不可能又は困難とさせている根拠法令等（回答必須）】</p> <p>① 電波法（電波法第4条第1項第3号、電波法施行規則第6条第4項第2号）</p> <p>② 航空法（航空法第99条の2、航空法施行規則第209条の3、第209条の4）</p> <p>【詳細は別添資料「3. 必要となる規制・制度改革措置」参照】</p>
<p>【⑦ ⑤のプロジェクトの実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容（回答必須）】</p> <p>① 電波法の「特定小電力無線」扱いでドローンを飛行させ無線通信する場合、認められる送信電力が非常に小さい（1ワット程度）ため、その通信可能距離が2km程度に制限されてしまう。</p> <p>② 航空法により、航空交通管制圏・航空交通情報圏、高度変更禁止空域又は航空交通管制区内の特別管制空域においては、模型飛行機を飛ばすことができない。ただし、国土交通大臣が、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれがないもの等であると認めて許可をした場合はこの限りでない、とされている。</p> <p>【詳細は別添資料「3. 必要となる規制・制度改革措置」参照】</p>
<p>【⑧ ⑥及び⑦に対する規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容（回答必須）】</p> <p>① 「特定小電力無線」扱いでドローンを飛行させ、無線通信する場合、送信電力を1ワットではなく5～10ワットまで可とする。</p> <p>② 実験区域は、成田国際空港の4000m滑走路周辺を想定しているが、制限表面に抵触するため、模型飛行機の飛行が禁止されている。このため、航空機の飛行が禁止されている時間帯については、成田国際空港株式会社が空港の運用に支障がないと認める範囲内でドローンを飛ばすことについて、航空法第99条2第1項ただし書の「航空機の飛行に影響を及ぼすおそれがないもの」として、国土交通大臣の許可を行う必要がある。</p> <p>【詳細は別添資料「3. 必要となる規制・制度改革措置」参照】</p>
<p>【⑨ ⑧を措置した場合に想定される経済的社会的効果（回答必須）】</p> <p>今後世界的な開発競争が予想されるドローン技術について、その発展と競争性の確保に寄与することができる。また、実証実験を日本一の国際空港で行うことにより、海外からの関心を集めるとともに、日本の先端技術のショーケースとすることができる。さらに、ドローンの製造工場や関連産業を集積することにより、海外へ向けた発信拠点とすることができる。</p> <p>【詳細は別添資料「2. ドローン技術実証実験特区の狙い」参照】</p> <p>【成田市での先行的な取り組みは別添資料「4. ドローンデモフライトの実施概要」参照】</p>